

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月21日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、秦野市地域高齢者支援センターにおける職員配置の基準を変更するため、改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成27年秦野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「秦野市高齢者保健福祉推進委員会」の次に「（次条において「委員会」という。）」を加える。

第4条第1項中「常勤職員の員数」を「常勤の職員の員数（委員会が第1号被保険者の数及び地域高齢者支援センターの運営の状況を考慮して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第2項表以外の部分中「前項」を「第1項」に、「前条第2項に規定する秦野市高齢者保健福祉推進委員会」を「委員会」に改め、同項の表おおむね1,000名未満の項及びおおむね1,000名以上2,000名未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000名以上3,000名未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域高齢者支援センターの効果的な運営を期待することができる認めるときは、複数の地域高齢者支援センターが担当する区域を一の区域として、その区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000名以上6,000名未満ごとに同項各号に掲げる常勤の員数をその複数の地域高齢者支援センターに配置することにより、その区域内の一の地域高齢者支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、その区域内の一の地域高齢者支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2名とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号 秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域高齢者支援センターは、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)第2条の規定により設置される秦野市高齢者保健福祉推進委員会(次条において「委員会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 地域高齢者支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000名以上6,000名未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(委員会が第1号被保険者の数及び地域高齢者支援センターの運営の状況を考慮して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域高齢者支援センターの効果的な運営を期待することができる認めるときは、複数</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域高齢者支援センターは、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)第2条の規定により設置される秦野市高齢者保健福祉推進委員会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 地域高齢者支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000名以上6,000名未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)－(3) (略)</p>

の地域高齢者支援センターが担当する区域を一の区域として、その区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000名以上6,000名未満ごとに同項各号に掲げる常勤の員数をその複数の地域高齢者支援センターに配置することにより、その区域内の一の地域高齢者支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、その区域内の一の地域高齢者支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2名とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を考慮して特定の生活圏域に地域高齢者支援センターを設置することが必要であると委員会において認められた場合には、地域高齢者支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人員の配置基準に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員の配置基準
おおむね1,000名未満	第1項各号に掲げる者のうちから1名又は2名
おおむね1,000名	第1項各号に掲げる者のうちから2

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を考慮して特定の生活圏域に地域高齢者支援センターを設置することが必要であると前条第2項に規定する秦野市高齢者保健福祉推進委員会において認められた場合には、地域高齢者支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人員の配置基準に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員の配置基準
おおむね1,000名未満	前項各号に掲げる者のうちから1名又は2名
おおむね1,000名	前項各号に掲げる者のうちから2名

以上2,000名未満	名（うち1名は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	以上2,000名未満	（うち1名は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000名 以上3,000名未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1名及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1名	おおむね2,000名 以上3,000名未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1名及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1名
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>			

## 秦野市地域高齢者支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

### 1 背景

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和 4 年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会）や令和 5 年地方分権改革に関する提案において、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、職員配置要件の見直しの提案がされ、令和 6 年 3 月 29 日に「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」（令和 6 年厚生労働省令 61 号）が公布され、職員配置基準を柔軟化する改正が行われた。

### 2 本市の状況

本市では、地域包括支援センターを地域高齢者支援センター（以下「センター」という。）という名称で市内 7 か所に設置している。

本条例では、センターごとに 3 職種（※1）（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等（以下「3 職種」という。））の常勤職員の配置基準を定めており、令和 6 年 11 月 1 日現在、全てのセンターが基準を満たしている。

#### ※1 3 職種について

種別	要件
保健師等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師</li> <li>・その他これに準ずる者 地域ケア、地域保健等の経験があり、かつ、高齢者の公衆衛生業務経験 1 年以上の看護師</li> </ul>
社会福祉士等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士</li> <li>・その他これに準ずる者 福祉事務所現業経験 5 年以上又は介護支援専門員経験 3 年以上で、かつ、高齢者の保健福祉相談業務経験 3 年以上のもの</li> </ul>
主任介護支援専門員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任介護支援専門員</li> <li>・その他これに準ずる者 要件ア リーダー研修を修了し、かつ、介護支援専門員の実務経験と同職相談支援の知識、能力を有する者 要件イ センターが育成計画を策定しており、現に従事す</li> </ul>

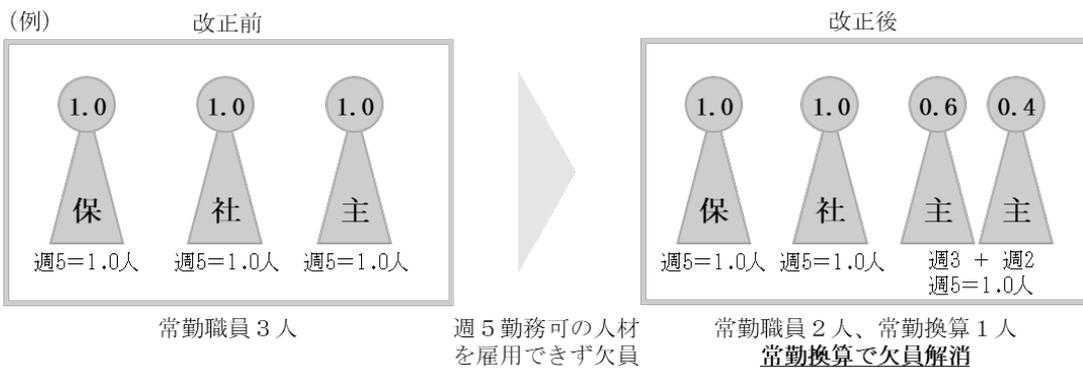
る主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上のもの

### 3 改正の概要

#### (1) 配置人数の基準について

センターの運営状況を勘案して、秦野市高齢者保健福祉推進委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める場合は、常勤換算方法（※2）による人員配置を可能とする。

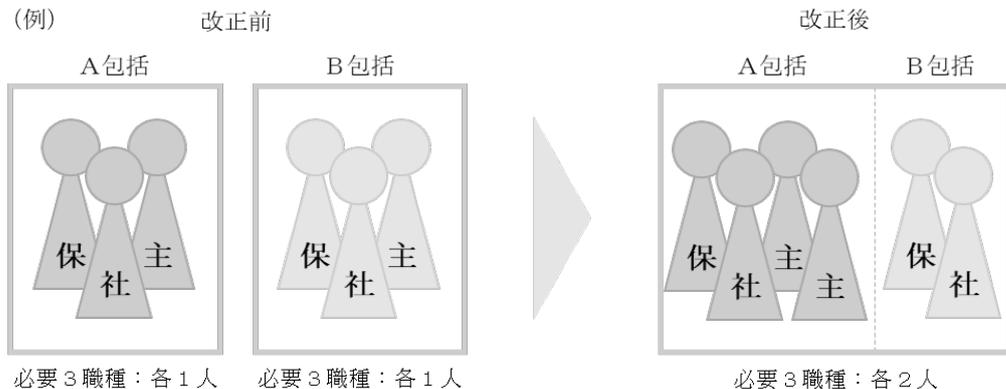
※2 複数の非常勤職員の勤務時間を合算して常勤職員の勤務とみなす計算方法



#### (2) 職種の配置基準について

本市は、本町、南、東・北、大根、西、渋沢、鶴巻の7圏域を7つのセンターが担当し、それぞれに3職種を配置している。

今回の改正に伴い、センターの効果的な運営に資すると委員会が認める場合には、複数センターで合算して3職種を配置すれば、各センターでの配置基準を満たすものとする（ただし、質の担保の観点から、1つの圏域に常勤の2職種の配置は必要）。



#### 4 施行日

公布の日